

倉情・個審答申第83号

平成19年9月21日

倉敷市長様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 西浦 公

平成19年6月11日付け人第191号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成19年2月26日付け人第787号で行った自己情報不開示の決定」に対する異議申立てについての事案

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成19年2月16日、倉敷市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第16条の規定に基づき、倉敷市長（以下「実施機関」という。）に対して「2002年11月11日市人事課（於4階）面談第1回
2003年 3月28日市人事課（於4階）面談第2回
上記及び電話内容の倉敷市人事課の対応の経過と結果
特記、2004年の3月下旬から4月上旬の間の教育委員会の担当者に謝罪文と始末書を出させる件及び2006年秋の教育長名で謝罪文と始末書を出させるとの件はどのようにしたか対応の経過と結果、その他関係事項」について自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）に該当する文書が存在しないとの理由で保護条例第23条第1項の規定により自己情報不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年2月26日付け人第787号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成19年4月26日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、保護条例第27条の規定に基づき、平成19年6月11日付け人第191号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書の記載内容及び意見陳述の結果をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消して、開示を求める。
- 2 異議申立ての理由

開示しない理由である「文書不存在」には著しい不合理がある。

実施機関と異議申立人とは、異議申立人の家族に係る公務災害について倉敷市教育委員会が適正に対処されなかったこと等について面談したものである。

これに先立つ、倉敷市教育委員会と異議申立人の4回の協議をふまえた2002年8月1日（県と倉敷市教育委員会の合同）の県庁における異議申立人との協議の記録は、岡山県教育委員会が平成19年1月16日に開示している。

この5回の協議内容をふまえた開示請求に係る異議申立人と実施機関との面談において、当時の倉敷市教育委員会の学事課長及び校長から異議申立人宛に始末書と謝罪文を出させると決定され、更にその後には倉敷市の教育長名で異議申立人宛に始末書と謝罪文を出させると決定されている。

また、労働基準監督署の管轄外である公務災害は実施機関の人事課が管轄となっており、こうした経過をふまえた内容の重要性から、協議に関する文書を作成し保有されてしかるべきである。

第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

2002年ごろに当時の実施機関の人事課職員が、異議申立人と面談及び電話で対応したが、その内容は倉敷市教育委員会に関するものであり、人事課として異議申立人と倉敷市教育委員会に関する件について協議する立場にないと判断したため、面談内容等の記録に関する文書は作成していない。

また、異議申立人が協議において決定したと主張する「倉敷市教育委員会の学事課長及び校長から異議申立人宛に始末書と謝罪文を出させる」、「教育長名で異議申立人宛に始末書と謝罪文を出させる」という点についても、人事課には決定権限がなく、これらに関する文書も作成していない。

そのため本件行政文書は不存在であり、自己情報不開示の決定を行なったものである。

なお、異議申立人との協議において必要な事項は、その都度口頭で教育委員会へ伝えていた。

第5 審査会の認定事実

実施機関から提出された平成19年6月11日付け人第192号の不開示理由説明書によれば、本件行政文書は作成されていない。

第6 審査会の判断

「第5 審査会の認定事実」のとおり本件行政文書が存在していないとの実施機関の説明を疑うに足りる理由はなく、自己情報不開示の処分を行ったことは、やむを得ないものと思料する。

第7 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|------------------------|
| 平成19年 6月11日 | 諮問書及び不開示理由説明書の收受 |
| 平成19年 6月27日 | 第1回目審議 |
| 平成19年 8月 7日 | 第2回目審議 (異議申立人の意見陳述) |
| 平成19年 8月30日 | 第3回目審議 |
| 平成19年 9月21日 | 答申 |

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 氏 名 | 職 名 |
|-----------|------------------------|
| 会 長 西 浦 公 | 岡山商科大学法学部教授 |
| 副会長 土 屋 宏 | 弁 護 士 |
| 清 野 幸 代 | 弁 護 士 |
| 黒 神 直 純 | 岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授 |
| 高 橋 祐 介 | 岡山大学大学院 法務研究科准教授 |